

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 市民によるまちづくりの推進(第 8 条—第 12 条)

第 3 章 良好な環境創出のための手続等

第 1 節 環境創出行為の手続(第 13 条—第 17 条)

第 2 節 特定環境創出行為の手続(第 18 条—第 26 条)

第 3 節 水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出(第 27 条—第 47 条)

第 4 章 環境創出行為に係る紛争調整(第 48 条—第 55 条)

第 5 章 秦野市まちづくり審議会(第 56 条—第 62 条)

第 6 章 雑則(第 63 条—第 66 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 道路、公園、下水道、河川、水路及び消防用に利用する貯水施設をいう。
- (2) 公益的施設 集会所用地及びごみ収集場所をいう。
- (3) 住居系地域 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- (4) 非住居系地域 住居系地域以外の地域をいう。
- (5) 商業系地域 法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域及び商業地域をいう。
- (6) 工業系地域 法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- (7) 中高層建築物 建築物の高さ(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物(以下「建築物」という。)が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さ(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 6 号ロに規定する部分を除く。)をいう。以下同じ。)が 10 メートル(法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)及び工業専用地域(以下「工業専用地域」という。)にあつては、15 メートル)以上の建築物をいう。ただし、自己用住宅を除く。
- (8) 大規模建築物 住居系地域内にある建築物(その一部が住居系地域内にあるものを含む。)で、その延べ面積(第 20 号に定める環境創出区域内に 2 以上の建築物がある

場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。)が 1,000 平方メートル以上のものをいう。

(9) 特定用途建築物 次に掲げる建築物をいう。

ア 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業を行うために使用する建築物その他これらに類するものとして使用する建築物で、その敷地の全部又は一部が住居系地域内にあるものイ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第 13 項第 4 号に規定する酒類提供飲食店営業を行うために使用する建築物その他これらに類するものとして使用する建築物で、その敷地の全部又は一部が住居系地域又は非住居系地域(商業地域及び工業専用地域を除く。)内にあるもの

(10) 集合住宅 2 戸以上で形成された住宅で、共同住宅、長屋、寮、寄宿舎等をいう。

(11) 単身用住宅 集合住宅で、それぞれの住戸専用の床面積(建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する面積を言う。)が 40 平方メートル未満の住宅を言う。

(12) 自己用住宅 事業者が自己の居住のために使用する住宅をいう。ただし、集合住宅であるものを除く。

(13) 商業型施設 百貨店、スーパーマーケット、店舗、遊技場、競技施設その他これらに類するものをいう。

(14) 宿泊型施設 ホテル、旅館その他これらに類するものをいう。

(15) 業務型施設 工場(法第 4 条第 11 項に規定する第 1 種特定工作物を含む。)、倉庫、事務所、研究所、学校、寺社、集会所、駐車場(建築物に付随するものを除く。)その他これらに類するものをいう。

(16) 福祉医療施設 医療施設、社会福祉施設その他これらに類するものをいう。

(17) 事業所 商業型施設、宿泊型施設、業務型施設及び福祉医療施設をいう。

(18) 狭あい道路 建築基準法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路その他市長がこれと同等と認めるものをいう。

(19) 計画人口 環境創出行為による 1 世帯(1 戸)当たりの想定人口をいい、1 世帯開発区域の面積、建築行為にあつては建築物の敷地面積、土地の利用目的を変更する行為にあつてはその土地の面積、建築物の利用目的を変更する行為にあつてはその建築物の敷地面積(建築物の一部の利用目的を変更するときはその部分の床面積)、工作物の建設にあつてはその部分の面積をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

(平 17 規則 38・平 18 規則 8・平 18 規則 37・平 19 規則 2・平 23 規則 2・平 24 規則 8・平 28 規則 17・令 3 規則 11・一部改正)

(その他の環境創出行為)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 環境創出区域の面積(以下「区域面積」という。)が 500 平方メートル以上で、かつ、別表第 1 に掲げる土地の利用目的を変更する行為

(2) 別表第 2 に掲げる建築物の利用目的を変更する行為(区域面積が 500 平方メートル

未満の環境創出行為にあつては、建築物の利用目的の変更に伴い、法令及び他の条例(第 47 条第 2 項及び第 66 条第 2 項において「法令等」という。)の規定により許可等を要することとされているものに限る。)

(3) 工作物(建築基準法第 88 条第 1 項及び第 2 項に規定する工作物をいう。以下同じ。)を建設する行為

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める行為

(平 17 規則 38・平 18 規則 8・令 3 規則 11・一部改正)

(特定環境創出行為)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項第 2 号ア(ア)及びイに規定する規則で定める環境創出行為は、工業専用地域以外で行う次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、既存の事業所等が区域の拡大を伴わずに行う環境創出行為であつて、その環境創出区域について既に条例又は秦野市開発指導要綱(昭和 62 年秦野市告示第 99 号)に基づく協議が成立しているもののうち、土地又は建築物の利用目的の変更を伴わないものを除く。

(1) 公共施設のうち、道路又は下水道の整備(第 33 条第 3 号に規定する前面道路の整備のみの場合を除く。)が必要なもの

(2) 環境創出区域内における切土量及び盛土量の合計が 5,000 立方メートル(法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)にあつては、1,500 立方メートル)以上となる造成行為を伴うもの(別表第 1 の 15 の項及び 16 の項に掲げるものを除く。)

(3) 中高層建築物、大規模建築物及び特定用途建築物(以下「中高層建築物等」という。)の建築(延べ面積が 5,000 平方メートル以上のものに限る。)

(4) 区域面積が 10,000 平方メートル以上の環境創出行為のうち、別表第 1 の 15 の項又は 16 の項に掲げるもの(前 3 号に掲げるものを除く。)

(5) 区域面積が 3,000 平方メートル以上の環境創出行為のうち、別表第 1 の 9 の項又は 10 の項に掲げるもの(第 1 号から第 3 号までに掲げるものを除く。)

(6) その他周辺環境に著しく影響がある環境創出行為として市長が認めるもの

2 条例第 3 条第 1 項第 2 号ア(イ)に規定する規則で定める建築物の建築は、工業専用地域以外で行う次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建築物の高さが 31 メートル以上のもの(商業地域に限る。)

(2) 建築物の高さが 20 メートル以上のもの(商業地域を除く。)

(3) 大規模建築物又は特定用途建築物(延べ面積が 5,000 平方メートル以上のものに限る。)

(4) 周辺の環境に著しく影響がある環境創出行為として市長が認めるもの

(平 17 規則 4・平 17 規則 38・平 18 規則 8・平 24 規則 8・平 30 規則 32・令 3 規則 11・一部改正)

(小規模環境創出行為から除外される行為)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項第 3 号ただし書に規定する規則で定める環境創出行為は、次に掲げるものとする。

(1) 中高層建築物(区域面積が 300 平方メートル以上のものに限る。)の建築

(2) 計画戸数が 10 戸(単身用住宅にあつては、15 戸)以上の集合住宅又は事業所数が 10 戸以上の事業所の建築

- (3) 塔状建築物(建築物の幅に対する高さの比が4を超えるものをいう。)の建築
- (4) 工作物の高さ(工作物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さをいう。)が31メートル以上のものの建設

(平18規則8・令3規則11・一部改正)

(近隣住民の範囲)

第6条 条例第3条第1項第6号に規定する規則で定める近隣住民の範囲は、次の各号に掲げる環境創出行為の種類に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 中高層建築物等を建築する目的で行う環境創出行為の場合

ア 中高層建築物等の敷地境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲で、かつ、その中高層建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が50メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者

イ 中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離がその中高層建築物の高さの2倍(非住居系地域にあつては、等倍)以内の範囲で、かつ、その中高層建築物(工作物のうち、その中高層建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類するものを含む。)により冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間に日影を生じる範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者(土地又は建築物の全部が商業地域(建築物の容積率の最高限度が400パーセントを超える場合に限る。)又は工業専用地域にある場合にあつては、その土地を所有する者又はその建築物を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者を除く。)

(2) 中高層建築物等を建築する目的で行う環境創出行為以外の環境創出行為の場合

ア 法第7条第1項に規定する市街化区域(以下「市街化区域」という。)における区域面積が3,000平方メートル未満の環境創出行為にあつては、環境創出区域の隣地境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者

イ 市街化調整区域における環境創出行為又は区域面積が3,000平方メートル以上の環境創出行為にあつては、環境創出区域の隣接地又は近隣の一団の土地で、かつ、その環境創出行為により影響を受けることが容易に推測される土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者

(平13規則22・平18規則8・令3規則11・一部改正)

(周辺住民の範囲)

第7条 条例第3条第1項第7号に規定する規則で定める周辺住民の範囲は、次の各号に掲げる環境創出行為の種類に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 中高層建築物等を建築する目的で行う環境創出行為の場合

ア 中高層建築物等の敷地境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者

イ 中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離がその中高層建築物の高さの2倍(非住居系地域にあつては、等倍)以内の範囲において、建築物の全部

又は一部を権原に基づいて占有する者

ウ 中高層建築物(工作物のうち、その中高層建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類するものを含む。)により冬至日の真太陽時による午前 9 時から午後 3 時までの間に日影を生じる範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者

エ 中高層建築物又は大規模建築物により、テレビ放送の電波の著しい受信障害(第 14 条第 4 号及び第 41 条第 2 号において「電波障害」という。)が生じると予測される者又は現に生じている者

オ 特定用途建築物の敷地境界線からの水平距離が別表第 3 に定める範囲内において、建築物の全部又は一部を権原に基づいて占有する者

カ 工事車両の進入、退出その他の理由により、生活環境等に著しい影響があると市長が認める者

(2) 中高層建築物等を建築する目的で行う環境創出行為以外の環境創出行為の場合

ア 市街化区域における区域面積が 3,000 平方メートル未満の環境創出行為にあつては、環境創出区域の隣地境界線からの水平距離が 20 メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者

イ 市街化調整区域における環境創出行為又は区域面積が 3,000 平方メートル以上の環境創出行為にあつては、環境創出区域の隣接地又は近隣の一団の土地を含む集落内で、かつ、その環境創出行為により影響を受けることが容易に推測される土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者

ウ 工事車両の進入、退出その他の理由により、生活環境等に著しい影響があると市長が認める者

(平 18 規則 8・令 3 規則 11・一部改正)

第 2 章 市民によるまちづくりの推進

(その他の地域まちづくり基本構想)

第 8 条 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める構想は、次に掲げるものとする。

(1) 法第 12 条の 4 第 1 項各号に掲げる地区計画等(第 41 条第 1 号において「地区計画等」という。)の原案となる地域まちづくり基本構想

(2) 建築基準法第 4 章に規定する建築協定の原案となる地域まちづくり基本構想

(3) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 2 章に規定する景観計画の原案となる地域まちづくり基本構想

(4) その他まちづくりに貢献すると市長が認める地域まちづくり基本構想

(平 17 規則 38・令 3 規則 11・一部改正)

(地域まちづくり推進協議会の認定申請)

第 9 条 地域まちづくり推進協議会の認定を受けようとする団体は、地域まちづくり推進協議会認定申請書(第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

(平 16 規則 13・平 18 規則 8・平 24 規則 8・一部改正)

(利害を有する者)

第 10 条 条例第 10 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める利害を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 地域まちづくり基本構想を策定しようとする区域(以下「構想区域」という。)内の土地又は建物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
- (2) 前号に規定する土地、建物若しくは権利に関する仮登記、差押えの登記又はその土地若しくは建物に関する買戻しの特約の登記の登記名義人
- (3) 主として構想区域内を対象として活動する自治会その他の団体の構成員
(構想区域の公告)

第 11 条 条例第 10 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域まちづくり基本構想の名称
- (2) 地域まちづくり基本構想の位置及び区域
- (3) 地域まちづくり基本構想の目標、方針等

2 条例第 10 条第 3 項の規定による構想区域を表示する図面の写しの縦覧は、第 18 条第 2 項の規定を準用する。

(地域まちづくり基本構想の公表方法)

第 12 条 条例第 11 条第 1 項の規定による地域まちづくり基本構想の公表は、地域まちづくり基本構想の区域を所管する自治会及び周辺自治会内での回覧、自治会掲示板への掲示その他適切な方法によるものとする。

第 3 章 良好な環境創出のための手続等

第 1 節 環境創出行為の手続

(事前協議と並行して手続を開始できる許可等)

第 13 条 条例第 16 条第 4 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとし、事前協議と並行して許可等の手続を開始することができるものとする。

- (1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の承認に係る道路に関する工事又は同法第 32 条第 1 項若しくは同法第 91 条第 1 項の規定に基づく許可
- (2) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 24 条の規定に基づく物件築造の許可
- (3) 神奈川県立自然公園条例(昭和 34 年神奈川県条例第 6 号)第 19 条及び第 21 条に規定する許可等
- (4) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号(法第 29 条第 1 項の許可を要しない場合に限る。)の規定に基づく届出
- (5) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 76 条第 1 項の規定に基づく許可
- (6) 景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出及び同法第 63 条第 1 項に規定する認定
- (7) 秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 24 年秦野市条例第 8 号)第 4 条の規定に基づく協議
- (8) 市長その他本市の機関の権限に属さない許可等

(平 18 規則 8・平 23 規則 2・平 24 規則 8・一部改正、平 24 規則 12・追加、平 28 規則 17・令元規則 16・令 3 規則 11・一部改正)

(周知すべき事項)

第 14 条 条例第 17 条第 1 項前段の規定による規則で定める事項は、次に掲げるとおりと

する。

- (1) 環境創出行為の計画概要
 - (2) 工事施行方法
 - (3) 土砂等の搬出入計画
 - (4) 災害防止、日照、電波障害等の対策
 - (5) 周辺の環境への配慮
- (事前協議確認通知までの期間)

第 15 条 条例第 18 条第 1 項の規定による規則で定める期間は、環境創出行為事前協議書の提出があった日(条例第 21 条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出の日)の翌日から起算して 5 か月(環境創出行為事前協議書又は同条第 1 項の規定による届出書を補正する必要がある場合等にあつては、その補正等に要する日数を除く。)以内とする。

(令 3 規則 11・一部改正)

(環境創出行為の変更に係る行為着手等の制限)

第 15 条の 2 条例第 19 条第 2 項に規定する着手してはならない、又は停止しなければならない環境創出行為は、その変更に係る工事とする。

(平 28 規則 17・追加)

(再協議確認通知までの期間)

第 16 条 条例第 21 条第 3 項前段の規定による規則で定める期間は、環境創出行為変更協議申出書の提出があった日の翌日から起算して 5 か月(環境創出行為変更協議申出書を補正する必要がある場合等にあつては、その補正等に要する日数を除く。)以内とする。

(令 3 規則 11・一部改正)

(軽微な変更の届出)

第 17 条 条例第 21 条第 5 項の規定による規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計の変更のうち、予定建築物等の形状の変更(その敷地の規模の増減を伴う場合は、その 10 分の 1 未満の増減のものに限る。)
- (2) 工事施行者の変更
- (3) 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
- (4) 一般承継による事業者の変更
- (5) 事業者等の名称、住所、代表者等の変更(特定承継による場合を除く。)

第 25 条第 5 項の規定による規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計の変更のうち、形状の変更(その区域面積の増減を伴う場合は、その 20 分の 1 未満の増減のものに限る。)
- (2) 工事施行者の変更
- (3) 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
- (4) 一般承継による事業者の変更
- (5) 事業者等の名称、住所、代表者等の変更(特定承継による場合を除く。)

(平 18 規則 8・平 28 規則 17・令 3 規則 11・一部改正)

第 2 節 特定環境創出行為の手続

(特定環境創出行為計画書の公告事項等)

第 18 条 条例第 26 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定環境創出行為計画書に係る環境創出行為ごとに市長が付した整理番号
- (2) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 対象事業の名称
- (4) 対象事業の位置又は実施区域
- (5) 特定環境創出行為計画書の縦覧の期間 2 条例第 26 条第 1 項の規定による特定環境創出行為計画書の写しの縦覧は、開発調整担当課、その環境創出区域の所在する地区にある公民館及び市長が必要と認める場所において行うものとする。

3 事業者は、特定環境創出行為計画書を提出したときは、その日の翌日から起算して 5 日以内に近隣住民の見やすい場所に、条例第 25 条から第 30 条までに規定する特定環境創出行為の手続が完了するまでの間、特定環境創出行為計画板(第 20 号様式の 2)を設置しなければならない。

(平 14 規則 5・平 16 規則 13・平 18 規則 8・平 24 規則 8・一部改正)

(見解書の公告事項等)

第 19 条 条例第 28 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項
- (2) 見解書の縦覧期間
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前条第 2 項の規定は、条例第 28 条第 2 項の規定による見解書の写しの縦覧について準用する。

(公聴会の開催方法等)

第 20 条 条例第 30 条第 1 項の規定による公聴会の開催は、環境創出区域に近接する場所において開催するものとする。

2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催の期日の 1 か月前までに、公聴会の日時及び場所、第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項その他市長が必要と認める事項を公表しなければならない。

(公聴会における意見陳述書)

第 21 条 条例第 29 条第 1 項の規定により公聴会に出席して意見を陳述しようとする者は、公聴会の開催の期日の 2 週間前までに、意見陳述書(第 24 号様式)を市長に提出しなければならない。

(平 16 規則 13・平 18 規則 8・平 24 規則 8・一部改正)

(公述人の選定等)

第 22 条 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、意見陳述書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。

2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(次項及び第 4 項において「公述時間」という。)をあらかじめ定めることができる。

- 3 市長は、第 1 項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めるに当たっては、公平かつ適正に行わなければならない。
- 4 市長は、第 1 項の規定により公述人を選定し、又は第 2 項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめその旨を条例第 29 条第 1 項の規定により申し出た者に通知するものとする。

(令 3 規則 11・一部改正) (公述意見の範囲)

第 23 条 公述人は、その公聴会において意見を聴こうとする特定環境創出行為計画書に記載された内容の範囲を超え、又はその特定環境創出行為により、よりよい環境を創出するという見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

(令 3 規則 11・一部改正)

(公聴会の議長)

第 24 条 公聴会の議長は、本市職員のうちから市長が指名する者を充てる。

- 2 公聴会は、議長が主宰する。
- 3 議長は、公述人に、前条の規定に違反した発言があったときはその発言を禁止し、不穏当な言動があったときはその公述人を退場させることができる。
- 4 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。
- 5 前 2 項に規定するもののほか、議長は、公聴会の運営に関して必要な処置をとることができる。

(令 3 規則 11・一部改正)

(公聴会の記録)

第 25 条 市長は、公聴会の記録を作成し、その記録を閲覧できるようにするものとする。

(公聴会の不開催)

第 26 条 市長は、条例第 29 条第 1 項の規定による意見陳述の申出がないときその他公聴会を開催する必要がないと認めるときは、その開催をしないことができる。

2 市長は、前項の規定により公聴会を開催しないことを決定したときは、その旨を公告するものとする。

(平 24 規則 8・一部改正)

第 3 節 水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出

(既存樹木の保全等)

第 27 条 条例第 32 条第 1 項第 1 号の規定による既存樹木の保全等に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 予定建築物の配置を考慮し、健全な樹木の保全及び移植に努める。
- (2) 表土の保全及び流出防止に努める。
- (3) 接道部植栽による樹林の創出及び適正な管理に努める。

(平 18 規則 8・全改)

(緑地の確保)

第 28 条 条例第 32 条第 1 項第 2 号の規定による緑地の確保に関する基準は、次に定めるところによる。ただし、工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 6 条に規定する特定工

場については、同法及び秦野市特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める条例(平成29年秦野市条例第1号)の定めるところによる。

(1) 区域面積が500平方メートル以上の環境創出行為(一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為及び別表第1の15の項又は16の項に掲げるものを除く。)又は第5条第1号から第3号までに規定する環境創出行為にあつては、別表第4に定める割合の緑地を確保する。この場合において、第30条の規定により環境創出区域内に設置される公園は、緑地とみなす。

(2) 新たに植栽する樹種は、立地条件、成長度合い、管理方法等を考慮し、別表第5に掲げるものを標準とし、既存樹木の保全も考慮する。

(3) 植栽の方法は、消防活動、隣地への影響等を十分考慮し、次に定めるところによる。

ア 植栽場所は、原則として環境創出区域の内周とし、将来、高木、中木及び低木が一体となった多層林となるように努める。

イ 植栽本数は、原則として10平方メートル当たり、樹高3.0メートル以上の高木1本以上、1.5メートル以上の高中木4本以上又はその他の樹木8本以上とする。

ウ 植栽位置は、芝生等を除き、敷地境界線及び道路境界線から0.5メートル以上となるように努める。

2 市街化区域内における環境創出行為であつて、地表部での緑地の確保が困難であり、かつ、適正な管理ができると認められるときは、特殊緑化(建築物等の屋上若しくは壁面を利用する緑化又はコンテナを使用する緑化をいう。以下この項及び次項において同じ。)を、次の表に定める範囲内で前項第1号による緑地として算入することができる。

特殊緑化の種類	商業系地域	商業系地域以外の地域
(1) 屋上を利用する緑化	100パーセント以内	50パーセント以内
(2) 壁面を利用する緑化	40パーセント以内	20パーセント以内
(3) コンテナを使用する緑化	100パーセント以内	50パーセント以内
(4) 特殊緑化の合計	100パーセント以内	50パーセント以内

3 特殊緑化における樹種等については、第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の基準による。

(1) 建築物等の屋上を利用する緑化は、地表部と同じ樹種とする。

(2) 建築物等の壁面を利用する緑化は、別表第5に掲げる多年生ツル植物を標準の樹種とし、水平延長に1メートル(植物育成施設を設置することにより、緑化として持続的に機能すると市長が認めた場合は、3メートル)を乗じた面積分を緑地面積に算入する。

(3) コンテナを使用する緑化は、地表部と同じ樹種とし、容量100リットル以上のコンテナを使用するものとする。

4 市街化区域内における環境創出行為であつて、第1項の規定による緑地の確保が困難であり、かつ、適正な管理ができると認められるときは、接道部植栽について、その植栽面積に1.5を乗じて得た面積を緑地面積として算入することができる。

5 前項において「接道部植栽」とは、次の各号のいずれにも該当する植栽をいう。

- (1) 道路と接する部分の延長が、環境創出区域の道路と接する部分の延長の 3 分の 1 以上であり、かつ、4 メートル以上であること。
- (2) 奥行きが 1.5 メートル以上 4 メートル以下であること。
- (3) 樹高が 1.5 メートル以上の高中木であること。

(平 18 規則 8・全改、平 22 規則 19・平 29 規則 14・令 3 規則 11・一部改正)

(植樹の促進)

第 29 条 条例第 32 条第 1 項第 3 号の規定による植樹の促進に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 区域面積が 500 平方メートル未満の環境創出行為(第 5 条に規定する環境創出行為を除く。)又は一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為にあつては、生け垣又はこれに代わるものの設置を行い、みどりの創出に努める。
- (2) 前号の規定による植栽の位置は、敷地境界線及び道路境界線を越境しないように努める。

(平 18 規則 8・追加、令 3 規則 11・一部改正)

(公園の整備)

第 30 条 条例第 32 条第 1 項第 4 号の規定による公園の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 自己用住宅以外の住宅の建築を目的とする環境創出行為にあつては、次に掲げる面積(以下「必要公園面積」という。)以上の面積の公園を設ける。ただし、必要公園面積の区域面積に対する割合が 6 パーセントを超えるときは、6 パーセントとする。
ア 区域面積 3,000 平方メートル未満のときは、次の算式により求めた面積(計画人口の総数-50 人)×3 平方メートル
イ 区域面積 3,000 平方メートル以上のときは、区域面積の 3 パーセントの面積とアにより算出した面積とを比較して、いずれか大きい面積
- (2) 事業所(工業系地域及び市街化調整区域における業務型施設を除く。)の建設を目的とする環境創出行為(区域面積 3,000 平方メートル以上の場合に限る。)にあつては、区域面積の 3 パーセント以上の面積の公園を設ける。
- (3) 前 2 号の場合において、公園 1 か所当たりの最小面積は、別表第 6 に定めるところによる。

2 前項第 1 号に該当する場合で建築物が中高層建築物であるとき又は同項第 2 号に該当するときは、必要公園面積を満たす広場で、次に掲げるもの(地域住民に開放する場合に限る。以下「プレイロット」という。)を公園とみなすことができる。

- (1) 150 平方メートル以上の公園に準じる整備をした広場
- (2) 設置した公園に接する 150 平方メートル以上の一団の敷地であつて、公園と一体利用ができるように整備をした広場
- (3) 雨水調整機能を兼ねた公園として支障のないように整備をした 150 平方メートル以上の広場
- (4) 緑道その他みどりを創出するための有効な空地として市長が認めるもの

3 前項の規定によりプレイロットを設置したときは、その管理者は、施設の適正な管

理に努める。

(平 18 規則 8・追加、平 18 規則 37・平 19 規則 2・平 24 規則 8・令 3 規則 11・一部改正)

(公園設置に代わる協力金)

第 30 条の 2 前条の規定にかかわらず、事業者から公園又はプレイロットの設置に代え、協力金の申出があったときは、市長は、別に定める用地及び整備費の 1 平方メートル当たりの標準価格に次に掲げる面積を乗じて得た額の金銭による一部又は全部の代替を認めるものとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号アに該当する場合において、必要公園面積が 150 平方メートル未満のときはその全面積
- (2) 前条第 1 項第 1 号アに該当する場合において、必要公園面積が 150 平方メートル以上のときは、必要公園面積から 150 平方メートル(150 平方メートルを超える公園を設置する場合においては、その面積)を控除した面積
- (3) 前条第 1 項第 1 号イに該当する場合において、必要公園面積が区域面積の 3 パーセントを上回るときは、必要公園面積から区域面積の 3 パーセントに当たる面積(その面積が 150 平方メートル未満である場合にあっては、150 平方メートル)を控除した面積
- (4) 環境創出区域の周辺に、既に相当規模の公園が存する場合等において、市長が認める面積

(平 18 規則 8・追加、平 24 規則 8・令 3 規則 11・一部改正)

(有効空地の確保)

第 31 条 条例第 32 条第 1 項第 5 号の規定による有効空地の確保に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 建築物の適正な敷地面積の確保

住宅の建築を目的とする環境創出行為にあっては、別表第 8 に定める敷地面積を確保する。ただし、公共事業への協力により狭小敷地となった場合その他市長が別に定める場合は、この限りでない。

(2) 外壁後退距離の確保

中高層建築物の建築を目的とする環境創出行為のうち、特定環境創出行為又は区域面積が 3,000 平方メートル以上の環境創出行為にあっては、別表第 9 に定める敷地境界線からの後退距離を確保する。

(平 18 規則 8・追加、令 3 規則 11・一部改正)

(水資源の保全及び涵(かん)養)

第 32 条 条例第 32 条第 1 項第 6 号の規定による水資源の保全及び涵(かん)養に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 水道水源の確保

環境創出行為により既設水道水源に影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、自己の負担により別に水道水源を確保する。

(2) 屋根雨水の浸透処理

建築物の建築面積が 500 平方メートル以上の環境創出行為にあっては、地下水涵(かん)養のために雨水浸透施設を設置する。ただし、地下水汚染のおそれがあるときその

他市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(3) 節水計画書の提出

特定環境創出行為にあつては、節水型機器の使用、循環装置の設置等水の有効利用及び節水のための対策を記載した節水計画書を市長に提出する。

(平18規則8・追加、平24規則8・令3規則11・一部改正)

(道路の整備)

第33条 条例第33条第1項第1号の規定による道路(狭あい道路を除く。)の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 道路計画等との整合

環境創出行為(小規模環境創出行為及び法第29条第1項に規定する許可を要する農家分家住宅等を除く。以下この条において同じ。)により設置する道路は、別に定める本市の道路整備計画(以下「道路計画」という。)及び道路構造基準に適合し、道路機能が有効に発揮できるように設置する。

(2) 区域内道路の整備

ア 環境創出区域内の道路(以下この号及び別表第10において「区域内道路」という。)の最小幅員は、区域面積又は計画人口に応じ、それぞれ別表第10に定めるところによるものとする。この場合において、その区域面積又は計画人口に対応する区域内道路の最小幅員が相違するときは、いずれか広い幅員とする。

イ アの規定は、歩行者専用道路等には適用しない。

(3) 前面道路の整備

ア 環境創出区域に接する道路(以下この号及び次号において「前面道路」という。)について、公道又は現道の中心から別表第10に定める幅員の2分の1(同表に定める幅員が4.5メートルのときは、2.35メートル。以下この号及び第45条第1項第3号において「道路後退幅」という。)まで拡幅し、整備する。ただし、次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。

(ア) 道路計画に定める幅員の2分の1の幅員(以下「拡幅計画幅」という。)が道路後退幅より狭いときは、拡幅計画幅まで拡幅し、整備する。

(イ) 拡幅計画幅が道路後退幅より広いときは、道路後退幅を超える範囲の整備について、本市と協議する。

(ウ) 法による道路、建築基準法第42条第4項に規定する道路その他これらの道路と同等以上であると市長が認める道路については、拡幅することを必要としない。

(エ) 地形等により一方的な敷地後退が必要と判断されるとき又は前面道路が2面以上あるときは、その拡幅及び整備について本市と協議する。

(オ) 既に行われた環境創出行為について協議等が成立している前面道路について、新たな環境創出行為により拡幅及び整備が必要となるときは、本市と協議する。

イ 前面道路の拡幅を必要としない場合であっても、前面道路を別に定める本市の道路構造基準に適合させるための整備が必要と判断されるときは、既設道路を整備する。

(4) 取付道路の整備

取付道路(前面道路と周辺の整備された道路との間の道路をいう。)について、円滑な通行の確保等のため前面道路と同等以上の幅員となるように拡幅及び整備する。ただし、環境創出区域の周辺の地形等により市長がやむを得ないと認めるときは、次条に規定するみなし境界線まで片側後退した幅員と同等以上の幅員となるように拡幅及び整備する。

(5) 占用物件の扱い

前各号の規定により整備する道路上(歩道を除く。)には、電柱その他交通の障害となるような施設を設けることができない。地下埋設物を設けようとするときは、本市と協議する。

(6) 交通安全施設の設置

環境創出行為により設置する道路及び通路(集合住宅又は事業所に入出入りする車両等の通路をいう。)の交通安全の確保等のため市長が必要と認める場合は、必要な箇所にカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を設ける。既存道路で環境創出行為の施行により交通安全上必要となる箇所についても、また、同様とする。

(平18規則8・追加、平24規則8・令3規則11・一部改正)

(狭あい道路の整備)

第34条 条例第33条第1項第2号の規定による狭あい道路の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) みなし境界線までの敷地の後退

狭あい道路に接する敷地における建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項若しくは同法第88条第1項に規定する確認申請の手続が必要な小規模環境創出行為等(法第29条第1項に規定する許可を要する農家分家住宅等及び区域面積が500平方メートル以上の自己用住宅を含む。)にあつては、みなし境界線(建築基準法第42条第2項の規定に基づき道路の境界線とみなされる位置又は市長がこれと同等と認める位置をいう。次号において同じ。)まで敷地を後退する。

(2) 後退用地の取扱い等

前号の場合において、後退用地(みなし境界線まで敷地の後退をする部分をいう。以下この号において同じ。)の取扱いについては、次に定めるところによる。

ア 後退用地の所有権を有する者は、市長に対し、その買取りを求めることができる。

この場合において、市長は、別に定める基準により予算の範囲内において買い取る。

イ 道路境界査定が長期に及ぶ場合、所有権移転登記ができない場合等で、アの取扱いが困難と市長が認めるときは、その後退用地を当面の間、無償使用とすることができる。

(平18規則8・追加、平22規則19・令3規則11・一部改正)

(排水施設の整備)

第35条 条例第33条第1項第3号の規定による排水施設の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 排水施設計画等との整合

環境創出行為(小規模環境創出行為を除く。)により整備する排水施設は、別に定める本市の排水施設計画及び排水施設構造基準に適合し、排水機能が有効に発揮できる

ように整備する。

- (2) 放流先の排水施設の整備放流先の排水施設が、環境創出区域からの排水を処理する能力がないとき(公共下水道にあっては、下水道法第 19 条の規定に該当するとき。)又は水利上好ましくないときは、既設排水施設を整備する。ただし、市長が必要と認めるときは、本市が施行し、これに要する費用を事業者が負担する。この場合において、その費用は、原則として前納し、工事完成後精算する。
- (3) 公共下水道受益者負担金賦課対象区域外からの公共下水道への接続秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 55 年秦野市条例第 1 号)第 6 条に規定する賦課対象区域外から公共下水道に接続するときは、接続方法及びその費用負担について、別に定めるところにより本市と協議する。
- (4) 排水施設管理者等との協議環境創出区域内の下水(下水道法第 2 条第 1 号に規定する汚水及び雨水をいう。)を放流しようとするときは、放流先の排水施設の管理者又は用水利用関係者と協議する。
- (5) 雨水調整施設等の設置環境創出区域内の雨水を排出する放流先の状況により、いっ水防止のため、別表第 10 の 2 の基準により雨水調整施設又は雨水浸透施設を設置する。

(平 18 規則 8・追加、令 3 規則 11・一部改正)

(適正な排水処理の確保)

第 36 条 条例第 33 条第 1 項第 4 号の規定による適正な排水処理の確保に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 浄化槽によるし尿処理等

し尿を下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとするときは、原則として次に掲げる施設により処理するものとし、その施設の維持管理は、事業者又は利用者が行う。

ア 標準処理人口(建築基準法施行令第 32 条第 1 項表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法(昭和 44 年建設省告示第 3184 号)に基づいて算定した人口をいう。以下この号及び第 4 号において同じ。)が 51 人未満(市街化区域において行う一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為においては、101 人未満)の場合は、建築基準法第 31 条第 2 項に規定するし尿浄化槽とする。

イ 標準処理人口が 51 人以上(市街化区域において行う一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為においては、101 人以上)の場合は、第 4 号の規定の例による。ただし、公共下水道事業認可区域内における一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為の場合で、標準処理人口が 251 人未満のときは、アの規定の例による。

(2) 浄化槽の適正な管末流出路の確保

前号の規定により浄化槽を設置しようとするときは、良好な居住環境を確保するため、その浄化槽の適正な管末流出路の確保について、本市と協議する。

(3) 汚水管きよの公共下水道への接続

市長は、事業者が第 1 号の規定により集中浄化槽を設置した場合で、環境創出区域内の汚水管きよを公共下水道に接続させる必要が生じたときは、本市の下水道計画及び秦野市下水道条例(昭和 55 年秦野市条例第 32 号)の規定に基づく技術基準に適合し

ているものについて、これを公共下水道に接続させる。

(4) 排水水質基準

環境創出行為により公共用水域に排水を放流する場合の水質は、次に掲げる基準による。

ア 事業所が公共用水域に放流する別表第 11 の物質等を含む排水は、それぞれ同表に定める数値等とする。ただし、市長が特に支障がないものとして認めるときは、この限りでない。

イ し尿その他生活に起因する下水及び事業所から排出される有機系下水を放流する場合で、標準処理人口が 51 人以上の環境創出行為における排水は、別表第 12 に定める数値とする。ただし、同表の基準によってもなお放流先の現況水質の悪化が予想されるとき、放流先の河川等が直接上水源若しくは農業用水源であるとき又は河川等の流量から環境基準の維持達成に悪影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、本市と協議する。

(平 18 規則 8・追加、平 22 規則 19・平 24 規則 8・令 3 規則 11・一部改正)

(適正な廃棄物処理及びリサイクルの推進)

第 37 条 条例第 33 条第 1 項第 5 号の規定による適正な廃棄物処理及びリサイクルの推進に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) ごみ収集場所の設置

住宅の建築を目的とする環境創出行為のうち、計画戸数が 10 戸(単身用住宅にあっては、15 戸)以上のものであるとき及びそれらの計画戸数未満のものであって、近隣にある既設のごみ収集場所を利用することについてその管理者の了承が得られないときは、次に定めるところにより、ごみ収集場所を設置する。

ア 道路に接し、かつ、収集作業及び収集車の転回に支障のない位置とし、構造は別に定めるごみ収集場所構造基準による。

イ ごみ収集場所に必要とする有効面積は、1 戸当たり 0.3 平方メートル以上(単身用住宅にあっては、0.1 平方メートル)とし、1 か所の有効面積は、3 平方メートル以上とする。

ウ ごみ収集場所は、その周辺世帯からのごみ持出しを受け入れるものとし、ごみ収集場所ごとにリサイクル指導員を選任し、維持管理は、利用者が共同で行う。

(2) リサイクルの推進

ア 集合住宅の建築を目的とする環境創出行為(計画戸数が 50 戸以上のものに限る。)にあっては、次の事項に配慮して、リサイクルの推進に努める。

(ア) 生ごみ処理機の設置

(イ) 資源庫の設置

(ウ) 廃棄物管理責任者の選任

イ 事業所の建築を目的とする環境創出行為(本市の指定処理施設に食品廃棄物を年間 100 トン以上搬入する見込みのあるものに限る。)にあっては、生ごみの減量のため、生ごみ処理機の設置に努める。

(平 18 規則 8・追加、令 3 規則 11・一部改正)

(消防水利の整備等)

第 38 条 条例第 33 条第 1 項第 6 号の規定による消防水利の整備等に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 消防水利施設の設置

ア 消防用の水利のための施設として、別表第 13 に定めるところにより防火水槽若しくは消火栓又はこれらと同等の能力を有すると認められるもの(以下「消防水利施設」という。)を設置する。

イ 消防水利施設は、環境創出区域内のいずれの地点からも半径 120 メートル以内(商業系地域、工業専用地域又は法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域にあっては、半径 100 メートル以内)に設置しなければならない。

(2) はしご車着てい場所の確保

ア 建築物の高さが 10 メートル以上の建築物(自己用住宅及び外壁の開口部の高さが 10 メートル未満の建築物等を除く。)の建築を目的とする環境創出行為にあっては、その建築物の周辺にはしご車が容易に着ていできる場所を設置する。ただし、その建築物の周辺にはしご車が着ていできる道路(イと同等以上の地盤の強度があり、かつ、消防活動上の障害物等がない場合に限る。)があるときは、この限りでない。

イ はしご車が進入し、活動するために必要な地盤の強度は、20 トン以上の車両重量に耐えることができるものとする。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、消防水利施設の設置及びはしご車着てい場所の確保に関する事項は、市長が別に定めるところによる。

(平 18 規則 8・追加、令 3 規則 11・一部改正)

(福祉と子育てのための都市環境の整備)

第 39 条 条例第 33 条第 1 項第 7 号の規定による福祉と子育てのための都市環境の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 対象施設及び規模

次に掲げる用途及び規模の施設(これに附属する建築物を含む。)の建設を目的とする環境創出行為(建築行為のないものを含み、小規模環境創出行為を除く。)にあっては、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児を同伴する者等にとってよりやさしいまちづくりを推進するという見地から、本市と協議する。

ア 体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、プール又はスポーツ練習場として使用するもので、その用途に使用する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル未満のもの

イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場として使用するもので、その用途に使用する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものウ その他市長が特に必要と認める施設

(2) 整備基準

対象施設の整備及び改善の基準(次号において「整備基準」という。)は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則(平成 8 年神奈川県規則第 1 号)別表第 2 の 1 に掲げるものとする。

(3) 対象施設の整備等

ア 現に存する対象施設の設置者又は管理者は、その施設について、整備基準に適合

するように努める。

イ 対象施設の設置者又は管理者は、その施設を整備基準に適合させたときは、その適合させた部分の機能を維持するように努める。

(平18規則8・追加、平22規則2・令3規則11・一部改正)

(文化財の保護)

第40条 条例第33条第1項第8号の規定による文化財の保護に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 埋蔵文化財についての協議

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内(以下この号において「包蔵地」という。)及びその周辺(包蔵地から200メートル以内をいう。)における環境創出行為(小規模環境創出行為を除く。)にあつては、本市と協議し、工事施行中に埋蔵文化財が発見されたときは、直ちに工事を中止して市長の指示を受ける。

(2) 調査費用の負担

前号の規定による協議の結果、調査が必要であるときは、事業者の費用負担により行う。

(平18規則8・追加、令3規則11・一部改正)

(安全で快適な生活環境の確保)

第41条 条例第33条第1項第9号の規定による安全で快適な生活環境の確保に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 地区計画等及び建築協定の活用

区域面積が1ヘクタール以上で、かつ、建築物の建築を目的とする環境創出行為にあつては、地区計画等の案の内容となるべき事項を市長に提案し、又は建築協定を締結するように努める。

(2) 電波障害対策

ア 第5条第1号に規定する環境創出行為にあつては、電波障害の事前調査を行い、その結果を市長に報告する。

イ アによる調査の結果、電波障害の生じるおそれがあるときは、共同受信設備の設置等の障害を防止するため必要な処置をとる。

ウ 環境創出行為により電波障害が生じたときは、速やかに障害を受けた区域に対し、障害を除去する等必要な処置をとる。

(3) 光害対策

環境創出行為により照明灯を設置する場合(小規模環境創出行為を除く。)は、近隣への光害が生じないように努める。

(4) 駐車場及び駐輪場の確保

ア 自己用住宅又は一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為にあつては、環境創出区域内に各戸1台以上の駐車場(自動車の駐車のための施設をいう。以下同じ。)を設置するように努める。

イ アに規定するもの以外の環境創出行為にあつては、自動車及び自転車の必要台数を想定して駐車場及び駐輪場(自転車及び原動機付き自転車の駐車のための施設をい

う。)を確保し、その基準は、住宅にあつては別表第 15、事業所にあつては別表第 16 のとおりとする。

(5) 防犯灯等の設置

環境創出行為(小規模環境創出行為を除く。)にあつては、市長が必要と認める箇所に防犯灯又は街路灯を設置し、その維持管理等については、本市と協議する。

(6) 集会所用地等の確保

住宅(単身用住宅を除く。)の建築を目的とする環境創出行為(計画戸数が 50 戸以上のものに限る。)にあつては、別表第 17 に定める基準による集会所用地の確保について本市と協議する。ただし、建築物が中高層建築物であつて集会所用地の確保が困難なときは、建築物の一部に同表に定める基準により集会室を確保し、これに代えることができる。

(7) 住民用掲示板の設置

住宅の建築を目的とする環境創出行為(計画戸数が 20 戸以上(単身用住宅にあつては、30 戸以上)のものに限る。)にあつては、住民用掲示板を設置し、その維持管理等については、本市と協議する。

(8) 自主防災倉庫の設置

ア 住宅(賃貸住宅を除く。)の建築を目的とする環境創出行為(計画戸数が 20 戸以上のものに限る。)にあつては、別表第 18 に定める基準により自主防災用の敷材備蓄倉庫(以下この号において「自主防災倉庫」という。)を設置し、その旨を表示するとともに、備蓄資機材を整備する。

イ 福祉医療施設(入院、入所等が可能な施設を有する場合に限る。)の建築を目的とする環境創出行為にあつては、自主防災倉庫の設置及び備蓄資器材の整備について、本市と協議する。

ウ 自主防災倉庫の用地の確保が困難なときは、建築物の一部に確保することができる。

エ 自主防災倉庫の維持管理は、事業者若しくは入居者又は施設の管理者が行う。

(9) 管理者表示板の設置等

集合住宅(事業所と併用したものを含む。)又は 2 戸以上で形成された事業所の建築を目的とする環境創出行為にあつては、近隣住民及び周辺住民からの問合せ等に対応できるように連絡先を明記した表示板を掲出するとともに、管理の委託等適切な対応を図る。

(10) 地域コミュニティの推進

住宅の建築を目的とする環境創出行為にあつては、入居者に対し、自治会への加入を促す。

(平 18 規則 8・追加、平 18 規則 37・平 28 規則 17・令 3 規則 11・一部改正)

(工事施行時の安全の確保等)

第 42 条 条例第 33 条第 1 項第 10 号の規定による工事施行時の安全の確保等に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 土砂等の搬出入

ア 土砂等を環境創出区域内に搬入し、又は環境創出区域外に搬出するときは、交通、

騒音、振動、粉じんその他住民の生活環境に影響する事項について万全の対策をとる。

イ 環境創出区域内に搬入する土砂等の量と環境創出区域外に搬出する土砂等の量との差が 1,000 立方メートル以上の環境創出行為をしようとするときは、その搬出入経路、搬出入地及び搬出入土砂等の処分の方法について、本市と協議する。

ウ 環境創出行為に伴う土砂等は、搬出入に際して市街地内を運搬しないように努めるとともに、特に深夜又は児童、生徒等の通学若しくは通園の時間帯の搬出入は、最小限にとどめるように努める。

(2) 通学路の安全対策

環境創出行為の施行に伴い、工事車両の運行経路が通学路に当たるときは、安全対策について秦野市教育委員会と協議する。

(3) 災害対策

環境創出行為により公共施設、住宅、かんがい用水、農作物等に被害を及ぼさないように事前に万全の対策をとる。

(4) 建設工事等に伴う騒音、振動又は粉じん対策

ア 環境創出行為に伴う騒音、振動又は粉じんについては、できる限り防止に努める。

イ 環境創出行為に伴う騒音又は振動については、午後 10 時から翌日午前 6 時までの間は、発生させてはならない。ただし、交通上著しく支障をきたす工事、災害復旧工事その他特殊かつ緊急の工事で市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

(5) 軟弱地盤及び温泉保護のための対策

軟弱地盤地域(強度が小さく変形しやすい粘性土、未分解の腐植土等により形成され、構造物の基礎としては支持力が不足している地盤(圧縮性が大きく、せん断強さが小さく、N 値はおおむね粘土質 3 以下、砂質土 10 以下の地盤)で市長が別に定める地域をいう。)又は温泉準保護地域(神奈川県温泉保護対策要綱(昭和 42 年 9 月 1 日施行)に基づく温泉準保護地域をいう。)における地盤掘削を伴う環境創出行為にあつては、環境創出区域周辺の建築物等及び温泉の保護のための対策等について、本市と協議する。この場合において、中高層建築物の建築を目的とする環境創出行為にあつては、環境創出区域周辺の建築物等及び温泉に影響の少ない工法を採用するとともに、市長が別に定める施行前影響調査、施行中調査及び施行後影響調査を実施する。

(平 18 規則 8・追加、平 28 規則 17・令 3 規則 11・一部改正)

(その他暮らしよい環境を創出するために必要な事項の実施)

第 43 条 条例第 33 条第 1 項第 11 号の規定によるその他暮らしよい環境を創出するために必要な事項の実施に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 都市計画との関連

ア 区域の設定

環境創出区域に接して都市計画決定された都市施設(法第 11 条に規定する施設(その環境創出行為の施行に伴い条例に定める基準により整備する必要のある部分を除く。)をいう。以下この号において同じ。)の計画があり、市長が必要と認めるときは、その都市施設の区域を環境創出区域に含める。

イ 都市施設の協議

環境創出区域内に都市施設が含まれるときは、次に掲げるところによる。

(ア) 原則として都市施設の用地を緑地又は空地として確保する。

(イ) 環境創出行為の規模又は周辺の状況から市長が必要と認めるときは、都市施設を築造し、または整備する。

(ウ) 本市は、(イ)により築造し、又は整備された都市施設の用地について、予算の範囲内において買い取る。

(2) 周知義務

事業者は、この規則による本市との協議の結果、買受者、入居者等に周知する義務のあることとされた事項は、文書で周知し、その写しを市長に提出する。

(平18規則8・追加、令3規則11・一部改正)

(技術基準等)

第44条 第27条から前条までに規定する基準を適用するために必要な技術基準その他の基準は、市長が別に定める。

(平18規則8・旧第29条繰下・一部改正)

(公共施設、公益的施設その他の施設の管理及び土地の帰属)

第45条 事業者が第27条から第41条までの規定により設置し、又は整備した公共施設、公益的施設その他の施設の管理及び土地の帰属については、次に定めるところによる。

(1) 公園

第30条第1項の規定により設置された公園については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、本市が施設を管理する。

(2) プレイロット

第30条第2項の規定により設置されたプレイロットについては、事業者が管理する。

(3) 道路

ア 第33条の規定により整備された道路については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、本市が施設を管理する。ただし、市長が別に定める基準に満たない場合は、この限りでない。

イ アの規定にかかわらず、第33条第3号ア(イ)の規定により拡幅計画幅まで整備するときは、道路後退幅を超える土地については、本市が予算の範囲内において買い取る。

ウ アの規定にかかわらず、第33条第3号ア(オ)の規定により新たに拡幅するときは、道路後退幅までの土地については無償で本市に帰属させるものとし、それをを超える土地については、本市が予算の範囲内において買い取る。

(4) 排水施設

第35条の規定により整備された排水施設については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、本市が施設を管理する。ただし、土地が本市に帰属しなくても本市が管理する必要がある場合、市長が別に定める基準に満たない排水施設である場合等は、この限りでない。

(5) ごみ収集場所

第37条第1号の規定により設置されたごみ収集場所については、その土地を無償で

本市に帰属させるものとし、その管理は、利用者が共同して行う。ただし、集合住宅の建築を目的とする環境創出行為において設置されたごみ収集場所については、本市に無償使用させるものとし、その管理は、利用者又は建築物の管理者が行う。

(6) 消防水利施設

第 38 条第 1 号の規定により設置された消防水利施設については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、本市が施設を管理する。ただし、事業所及び集合住宅の建築を目的とする環境創出行為で、防火水槽を設置する場合には、事業者が管理する。

(7) 集会所用地

第 41 条第 6 号本文の規定により確保された集会所用地については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、その管理は自治会等が行う。ただし、自治会等が管理するまでの間は、本市が管理する。

(8) 集会室

第 41 条第 6 号ただし書の規定により確保された集会室については、事業者又は住民団体が管理する。

- 2 前項の規定により、土地が本市に帰属し、又は本市が管理する公共施設等について、事業者は、その時期等について本市と協議する。
- 3 第 1 項の規定により、土地(国有財産等である場合を含む。)が本市に帰属する場合には、事業者は、境界査定の確認の後、市長が必要と認める査定地点に境界標を設置するとともに、所有権移転登記等に必要の図書を指定期日までに本市に提供する。
- 4 第 1 項の規定により、土地が本市に帰属し、又は本市が管理する公共施設等について瑕疵(かし)があった場合において、移転原因日(条例第 22 条第 3 項に規定する検査済証の交付日の翌日をいう。)から起算して 2 年間、事業者は、修補義務を負う。
- 5 事業者は、自らが施設管理する公共施設等においては、施設賠償責任保険等に加入するように努める。

(平 18 規則 8・追加、平 22 規則 19・令 3 規則 11・一部改正)

(大規模特定環境創出行為に係る協議)

第 46 条 事業者は、区域面積が 50,000 平方メートル又は計画戸数が 500 戸以上の環境創出行為にあつては、次に掲げる事項について、本市と協議する。

- (1) バス路線の整備等に関する事項
- (2) 外周道路の整備等に関する事項
- (3) 既設の周辺道路等の整備等に関する事項
- (4) ごみ処理施設の整備に関する事項
- (5) 消防設備の整備に関する事項
- (6) 教育施設用地の確保に関する事項
- (7) 教育施設の整備に関する事項
- (8) 通学路の整備に関する事項
- (9) 保育所用地の確保に関する事項
- (10) 公民館、診療所、商業施設その他市長が必要と認める施設用地の確保に関する事

項

(平 18 規則 8・旧第 31 条繰下・一部改正、令 3 規則 11・一部改正)

(適用の特例)

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する環境創出行為に係る第 27 条から前条までの規定の適用については、市長が別に定めるところによる。

- (1) 法第 29 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事業の施行地区内において行うその事業以外の環境創出行為
- (2) 国、神奈川県又は本市が施行する公共事業により、その土地又は移転先において行う従前と同一用途の環境創出行為
- (3) 国、神奈川県又は本市が施行する公共事業により、その土地又は移転先において行う従前と異なる環境創出行為
- (4) 本市又は本市の機関が行う環境創出行為
- (5) 特定工作物の建設を目的で行う環境創出行為
- (6) 環境創出行為の規模、計画の内容、周辺環境の状況等により、第 27 条から前条までの規定の一部を適用することが適当でないと市長が認める環境創出行為

2 法令等に規定する基準が第 27 条から第 41 条までに規定する基準を上回るときは、その法令等に規定する基準による。

3 第 27 条から前条までの規定による協議すべき事項がないと市長が認める環境創出行為については、事前協議確認通知書を交付することにより、条例第 20 条及び第 22 条の規定による手続を完了したものとみなす。

(平 13 規則 22・一部改正、平 18 規則 8・旧第 32 条繰下・一部改正、19 規則 39・令 3 規則 11・一部改正)

第 4 章 環境創出行為に係る紛争調整

(あっせんの開始等)

第 48 条 条例第 34 条第 1 項の規定によりあっせんを行うときは、あっせん開始通知書(第 26 号様式)により事業者並びに近隣住民及び周辺住民(以下「当事者」という。)に通知するものとする。

2 条例第 34 条第 1 項ただし書の規定により申出があった場合において、その申出に相当の理由があると認められないときは、その申出をした当事者に書面によりあっせんを行わない旨を通知するものとする。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 33 条繰下・一部改正、平 24 規則 8・一部改正)

(秦野市環境創出行為紛争調整相談員)

第 49 条 条例第 34 条第 2 項の規定により設置された秦野市環境創出行為紛争調整相談員は、3 名とする。

(平 18 規則 8・旧第 34 条繰下、令 2 規則 12・令 3 規則 11・一部改正)

(あっせんの打ち切り)

第 50 条 条例第 34 条第 6 項の規定によりあっせんを打ち切るときは、あっせん打ち切り通知書(第 27 号様式)により当事者に通知するものとする。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 35 条繰下・一部改正、平 24 規則 8・一部改正)

(調停移行勧告等)

第 51 条 条例第 35 条第 1 項に規定する調停移行勧告は、紛争調停移行受諾勧告書(第 28 号様式)により当事者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた当事者は、紛争調停移行受諾勧告回答書(第 29 号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の回答書により当事者の一方が勧告を受諾しないときは、条例第 38 条第 1 項の規定により設置された秦野市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴き、調停に移行するように再度勧告すべき相当の理由があると認めるときは、紛争調停移行受諾再勧告書(第 30 号様式)によりその当事者に通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた当事者は、紛争調停移行受諾再勧告回答書(第 31 号様式)を市長に提出しなければならない。

5 前項の規定により合意する旨の回答があったときは、調停開始通知書(第 32 号様式)により当事者に通知するものとする。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 36 条繰下・一部改正、平 24 規則 8・一部改正)

(調停案の受諾の勧告等)

第 52 条 市長は、審議会から調停案の答申を受けたときは、当事者に対して相当の期限を定めて、その受諾を勧告するものとする。

2 前項の規定により勧告するときは、調停案受諾勧告書(第 33 号様式)により当事者に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた当事者は、調停案を受諾するか否かについて調停案受諾勧告回答書(第 34 号様式)を市長に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定による勧告が行われた場合において、同項の期限内に当事者の双方から受諾する旨の申出がないときは、その調停手続は打ち切られたものとみなす。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 37 条繰下・一部改正、平 24 規則 8・一部改正)

(調停手続の打ち切り等)

第 53 条 条例第 35 条第 4 項の規定により調停手続を打ち切るとき又は前条第 4 項の規定により調停手続が打ち切られたものとみなすときは、紛争調停打切通知書(第 35 号様式)により当事者に通知するものとする。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 38 条繰下・一部改正、平 24 規則 8・一部改正)

(関係図書の提出の求め等)

第 54 条 条例第 36 条の規定により紛争の当事者から関係図書の提出を求め、又は意見を聴くときは、あっせん・調停関係図書提出等要請書(第 36 号様式)により当事者に通知するものとする。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 39 条繰下・一部改正、平 24 規則 8・一部改正)

(あっせん又は調停の出席者等)

第 55 条 あっせん又は調停に出席することのできる者は、当事者とする。ただし、市長が相当と認めた当事者の代理人は、出席することができる。

2 市長は、あっせん又は調停の手続のため必要があると認めるときは、あっせん又は調停に出席できる者として当事者の中から 1 人又は数人の代表者を選定するように求めることができる。

3 当事者は、前項の代表者を選定したときは、代表者選定届(第 37 号様式)により市長

に届け出なければならぬ。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 40 条繰下・一部改正、平 24 規則 8・一部改正)

第 5 章 秦野市まちづくり審議会

(審議会の委員)

第 56 条 審議会は、10 名の委員により組織する。

2 審議会の委員は、法律、環境、都市計画、建築、景観、福祉、行政等の分野に関して優れた知識及び経験を有する者又は市民のうちから市長が委嘱する。

(平 17 規則 38・一部改正、平 18 規則 8・旧第 41 条繰下、令 3 規則 11・一部改正)

(委員の任期)

第 57 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 18 規則 8・旧第 42 条繰下)

(会長及び副会長)

第 58 条 審議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 規則 8・旧第 43 条繰下、平 24 規則 8・一部改正)

(専門部会)

第 59 条 審議会にまちづくり専門部会、紛争調停専門部会及び景観専門部会(以下「専門部会」という。)を置くことができる。

2 まちづくり専門部会は、次に掲げる事項に関する答申又は建議を行う。

(1) 条例第 7 条第 2 項に規定する推進地区基本計画の策定(同条第 4 項で準用する場合を含む。)に係る事項

(2) 条例第 18 条第 2 項に規定する事前協議の確認(条例第 21 条第 3 項で準用する場合を含む。)に係る事項

(3) 条例第 25 条第 4 項後段に規定する特定環境創出行為に関する助言又は指導に係る事項

(4) 条例第 32 条及び第 33 条に規定するみどり豊かな暮らしよい環境の創出に係る事項(これらの規定に基づき定める基準を含む。)

3 紛争調停専門部会は、次に掲げる事項に関する答申又は建議を行う。

(1) 条例第 35 条第 3 項に規定する調停に係る事項

(2) 条例第 37 条に規定する工事着手の延期等に係る事項

4 景観専門部会は、次に掲げる事項に関する答申又は建議を行う。

(1) 秦野市景観まちづくり条例(平成 17 年秦野市条例第 26 号。以下この号から第 3 号までにおいて「景観まちづくり条例」という。)第 25 条第 2 項に規定する景観計画又は景観地区の案の作成及び景観まちづくり条例第 47 条第 2 号に規定する景観計画の策定に係る事項

(2) 景観まちづくり条例第 52 条に規定する特定届出対象行為に関する助言又は指導に係る事項

- (3) 景観まちづくり条例第 55 条第 2 項に規定する公表に係る事項
 - (4) 秦野市屋外広告物条例(平成 22 年秦野市条例第 18 号。次号から第 7 号までにおいて「屋外広告物条例」という。)第 4 条第 1 号から第 3 号までの地域、同条第 15 号及び第 16 号の区域並びに同条例第 5 条第 1 項第 11 号の物件(以下この号において「地域等」という。)の指定又はその指定の変更若しくは解除及び地域等を定める規定の制定又は改廃に関する事項
 - (5) 屋外広告物条例第 8 条第 1 項の特定区域(以下この号において「特定区域」という。)の指定又はその指定の変更若しくは解除及び特定区域を定める規定の制定又は改廃に関する事項
 - (6) 屋外広告物条例第 7 条、第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規定による基準の制定又は改廃に関する事項
 - (7) 屋外広告物条例の施行に関する重要事項
- 5 審議会は、前 3 項の規定により専門部会が行った答申又は建議を審議会が行った答申又は建議とすることができる。
- 6 専門部会は、会長及び会長が審議会に諮って指名する委員で構成する。
- 7 専門部会に部会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 8 部会長は、その専門部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(平 17 規則 38・一部改正、平 18 規則 8・旧第 44 条線下、平 20 規則 19・平 23 規則 2・令 3 規則 11・一部改正)

(専門調査員)

第 60 条 市長は、審議会に専門の事項を調査させる必要があるときは、専門調査員若干名を置くことができる。

(平 18 規則 8・旧第 45 条線下)

(会議)

第 61 条 審議会及び専門部会の会議は、それぞれ会長及び部会長が招集し、その議長となる。

2 審議会及び専門部会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会及び専門部会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会及び専門部会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(平 18 規則 8・旧第 46 条線下、令 3 規則 11・一部改正)

(審議会等の庶務)

第 62 条 審議会及び専門部会の庶務は、まちづくり主管課において処理する。

(平 17 規則 4・平 17 規則 38・一部改正、平 18 規則 8・旧第 47 条線下、平 20 規則 19・平 23 規則 2・平 27 規則 20・平 31 規則 16・一部改正)

第 6 章 雑則

(規則で定める適用除外行為)

第 63 条 条例第 39 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める環境創出行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第 11 条第 1 項の規定により都市計画に定める施設を整備する目的を達成し、その施設の機能を高めるために行う環境創出行為のうち、本市との協議が整ったもの
- (2) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業として行う環境創出行為のうち、本市との協議が整ったもの
- (3) 農業用排水施設、農業用道路、林道その他農業若しくは林業のために使用する施設に関する事業又は森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条及び第 25 条の 2 の規定により指定された保安林の保全のために必要な事業若しくは同法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業として行う環境創出行為(建築行為を伴う環境創出行為を除く。)
- (4) 農地等における土石(岩石、砂利(砂及び玉石を含む。))又は土をいう。別表第 1 において同じ。)の採取を目的とする環境創出行為(着手後 1 年以内にその土地の形質を現状に回復するものに限る。)
- (5) 開発行為を伴わない建築行為のうち、条例第 39 条第 1 項第 1 号に規定する環境創出行為と同様のもので、本市との協議が整ったもの
- (6) 非常災害のため必要な応急処置として行う環境創出行為
- (7) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 48 条繰下・一部改正、平 26 規則 43・追加、令 3 規則 11・一部改正)

(公表)

第 64 条 条例第 44 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 環境創出区域の位置、区域及び面積
- (3) 違反の事実(市長又は審議会の求め又は要請に正当な理由がなく応じなかった事実を含む。)
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第 44 条第 1 項の規定による公表は、本市の広報紙又は日刊新聞紙への掲載、現地掲示板の設置その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 49 条繰下)

(公表通知書)

第 65 条 市長は、条例第 44 条第 1 項第 4 号の規定による公表をしようとするときは、公表通知書(第 41 号様式)により事業者及び工事施行者に通知するものとする。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 50 条繰下、平 24 規則 8・一部改正)

(様式)

第 66 条 条例及びこの規則の規定により使用する様式は、別表第 19 のとおりとし、その内容は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、法令等の規定に基づく様式の内容が条例第 20 条から第 22

条まで及び第 24 条の規定に基づく様式と同等以上の内容であると市長が認めるときは、法令等の規定に基づく様式によることができる。

(平 16 規則 13・一部改正、平 18 規則 8・旧第 51 条繰下・一部改正、平 24 規則 8・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。
(秦野市環境保全条例施行規則の廃止に伴う経過措置の失効)
- 2 秦野市環境保全条例施行規則を廃止する規則(平成 12 年秦野市規則第 15 号)附則第 2 項の規定により、なおその効力を有するものとされた秦野市環境保全条例施行規則(昭和 48 年秦野市規則第 24 号)第 18 条及び第 22 条の規定は、この規則の施行の日限り、その効力を失う。

附 則(平成 12 年 11 月 30 日規則第 41 号)

この規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 8 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、施行日前において秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 16 条第 1 項に規定する協議をしているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 3 月 30 日規則第 13 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月 17 日規則第 4 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 17 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 16 日規則第 38 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 12 月 28 日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 この規則による秦野市まちづくり審議会の委員数の改正により新たに委嘱する 3 人の委員の最初の任期は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 12 月 16 日までとする。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 16 条第 1

項に規定する協議をしているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 27 日規則第 37 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 16 条に規定する協議として現に協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 6 日規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 16 条に規定する協議として現に協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 10 月 18 日規則第 39 号)

この規則は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 27 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 3 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 25 日規則第 19 号)

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日規則第 2 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(秦野市まちづくり条例施行規則の一部改正)

2 秦野市まちづくり条例施行規則(平成 12 年秦野市規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号イ中「テレフォンクラブ等営業所(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 49 条第 1 項に規定する端末設備を利用して、専ら異性間の会話の機会の提供又は伝言の媒介をする営業を営むために端末設備を設置する場所をいう。以下「テレフォンクラブ」という。)」を「テレフォンクラブ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業を行う店舗をいう。第 4 条において同じ。)」に改める。

第 13 条第 3 号中「神奈川県立自然公園条例施行規則(昭和 34 年神奈川県規則第 69 号)第 1 条第 1 項第 1 号又は第 4 号」を「神奈川県立自然公園条例(昭和 34 年神奈川県条例第 6 号)第 12 条及び第 14 条」に改め、同条第 4 号中「農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 4 条の 2 又は同令第 6 条の 2」を「農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号」に改め、同条第 6 号中「(平成 16 年

法律第 110 号)」を削る。

第 59 条第 1 項中「、景観専門部会及びまちづくり交付金事後評価専門部会」を「及び景観専門部会」に改め、同条第 4 項に次の 4 号を加える。

- (4) 秦野市屋外広告物条例(平成 22 年秦野市条例第 18 号。以下「屋外広告物条例」という。)第 4 条第 1 号から第 3 号まで、第 15 号、第 16 号及び第 5 条第 1 項第 11 号の地域若しくは物件の指定又はその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項
- (5) 屋外広告物条例第 8 条第 1 項の規定による特定区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項
- (6) 屋外広告物条例第 7 条、第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規定による基準の設定に関する事項
- (7) 屋外広告物条例の施行に関する重要事項

第 59 条第 5 項を削り、同条第 6 項中「前 4 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項を同条第 6 項とし、同条第 8 項を同条第 7 項とし、同条第 9 項を同条第 8 項とする。

第 62 条第 1 項中「まちづくり交付金事後評価専門部会」を「紛争調停専門部会」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

附 則(平成 23 年 7 月 21 日規則第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 16 条に規定する協議として現に協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 16 条に規定する協議として現に協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(秦野市まちづくり条例施行規則の一部改正)

- 2 秦野市まちづくり条例施行規則(平成 12 年秦野市規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 24 年秦野市条例第 8 号)第 4 条の規定に基づく協議

附 則(平成 26 年 10 月 27 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 20 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 17 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日規則第 14 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の秦野市まちづくり条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、施行日以後に秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 16 条の規定による協議を開始したものについて適用し、施行日前にその協議を開始したものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に秦野市まちづくり条例第 16 条の規定による協議を開始し、かつ、施行日以後に同条例第 21 条の規定による変更の届出又は申出をしたものについては、改正後の規則の規定(改正後の規則別表第 4 備考 2 の規定を除く。)を適用する。

附 則(平成 30 年 8 月 22 日規則第 32 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の秦野市まちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 25 条の規定による特定環境創出行為計画書が提出された環境創出行為について適用し、同日前に特定環境創出行為計画書が提出された環境創出行為については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 16 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 12 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の秦野市まちづくり条例施行規則の規定は、施行日以後に秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 16 条の規定による協議を開始したものについて適用し、施行日前にその協議を開始したものについては、なお従前の

例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に秦野市まちづくり条例第 16 条の規定による協議を開始し、かつ、施行日以後に同条例第 21 条の規定による変更の届出又は申出をしたものについては、この規則による改正後の秦野市まちづくり条例施行規則の規定を適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

番号	土地利用目的	内容
1	森林及び原野	森林法第 2 条第 1 項に規定する森林又は雑草、かん木類等が生育する土地で、開発又は整備がされていないもの
2	農地等	農地法第 2 条第 1 項に規定する農地又は採草放牧地
3	住宅用地	主として住宅としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
4	商工業施設用宅地	主として商業施設又は工業施設としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
5	研究研修施設用宅地	主として研究施設又は研修施設としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
6	教育文化施設用宅地	主として学校、博物館、劇場等の教育施設又は文化施設としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
7	福祉医療施設用宅地	主として児童福祉施設、老人保健施設、病院等の福祉施設又は医療施設としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
8	その他の宅地	3 の項から 7 の項までに規定する建築物以外のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
9	墓地墓園用地	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する墳墓その他これに準じる施設(ペット霊園を含む。)の集合的な設置のために使用する土地
10	廃棄物処理施設用地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)の分別、保管、積替え、再生、処分等を行う施設のために使用する土地
11	駐車場又は駐輪場用地	自動車、原動機付自転車又は自転車の駐車のために使用する土地
12	自動車等集積保管場所用地	自動車又は原動機付自転車(廃棄物であるものを含む。)を集積(直接又は架台を用いて積み重ねた状態をいう。)させて保管する場所のために使用する土地
13	建設資機材等保管場所用地	建設資機材、建設廃材、廃棄家庭電化製品、タイヤその他これらに類するものの保管のために使用する土地
14	レクリエーション施設用地	運動場、野球場、キャンプ場等のスポーツ施設又はレクリエーション施設のために使用する土地(8 の項に掲げるものを除く。)
15	土石採取用地	土石の採取のために使用する土地
16	発生土処分場用地	工事その他土地の形状の変更行為に伴って生じる土石(廃棄物であるものを除く。)の処分のために使用する土地
17	再生可能エネルギー施設用地	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 72 号)第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー源を利用する施設のために使用する土地

18	その他の用地	1の項から17の項までのいずれにも該当しない土地
----	--------	--------------------------

備考

- 1 次の土地の利用目的の変更は、その土地の利用目的の変更がないものとみなす。
 - (1) 1の項及び2の項の相互間において土地の利用目的を変更する環境創出行為
 - (2) 3の項から18の項までに掲げる土地の利用目的から1の項又は2の項に掲げる土地の利用目的に変更する環境創出行為
- 2 この表において、「ペット霊園」とは、ペット動物の死体を火葬する施設(自動車等に搭載し、移動することができる移動式火葬施設を含む。)と納骨施設若しくは墓地とを併せ持つ施設又はそれぞれの施設をいう。
(平16規則13・令3規則11・一部改正)

別表第2 (第3条関係)

番号	建築物の利用目的	対象となる建築物
1	住宅	住宅、集合住宅その他これらに類する建築物
2	商業用建築物	百貨店、スーパーマーケット、店舗、遊技場、競技施設その他これらに類する建築物
3	宿泊用建築物	ホテル、旅館その他これらに類する建築物
4	業務用建築物	工場(法第4条第11項に規定する第1種特定工作物を含む。)、倉庫、事務所、研究所、学校、寺社、集会所、駐車場(建築物に付随するものを除く。)その他これらに類する建築物
5	福祉医療用建築物	医療施設、社会福祉施設その他これらに類する建築物
6	処理施設用建築物	業務用建築物のうち、火葬場、と畜場、ごみ焼却場その他これらに類する建築物

(平18規則8・全改、令3規則11・一部改正)

別表第3 (第7条関係)

特定用途建築物	水平距離
第2条第9号アに規定する建築物	100メートル
第2条第9号イに規定する建築物	50メートル

(平18規則8・一部改正)

別表第4 (第28条関係)

敷地面積	敷地面積に対する緑地の割合			
	市街化区域			市街化調整区域
	商業系地域及び工業専用地域以外の地域	商業系地域	工業専用地域	
500平方メートル未満	5パーセント以上	5パーセント以上 (事業所は、2パーセント以上)	5パーセント以上	10パーセント以上
500平方メートル以上 3,000平方メートル未満	10パーセント以上		10パーセント以上	15パーセント以上
3,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	15パーセント以上			20パーセント以上
10,000平方メートル以上	20パーセント以上		25パーセント以上	

備考

- 1 給油取扱所(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定するものをいう。)については、敷地面積にかかわらず、敷地面積に対する緑地の割合を2パーセント以上とする。

- 2 廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項及び第7条に規定するものをいう。)については、敷地面積に応じた緑地の割合に5パーセントを上乗せする。
(平18規則8・全改、平29規則14・一部改正)

別表第5 (第28条関係)

△印: 野鳥の^{しよくじぼく}食餌木

奨励樹木		
高木	常緑樹	△クスノキ
	落葉樹	ケヤキ
中木	常緑樹	キンモクセイ
	落葉樹	ハナミズキ
低木	常緑樹	ベニカナメモチ
	落葉樹	ドウダンツツジ
準奨励樹木		
高木	常緑樹	△タブノキ シラカシ スダジイ ヤマモモ
	落葉樹	△ヤマザクラ ヤマモミジ ヒメシャラ コブシ
中木	常緑樹	△モッコク
	落葉樹	ナツツバキ
低木	常緑樹	イヌツゲ ジンチョウゲ
	落葉樹	アジサイ
芝等		
芝	目地幅4センチメートル以内	高麗芝
地被類	地表を覆っている状態	フッキソウ オカメザサ
多年生草木	地表を覆っている状態	シバザクラ タマリユウ
壁面緑化の奨励ツル植物		
ムベ サネカズラ		
壁面緑化の準奨励ツル植物		
ナツツタ		

備考

- 芝等にあつては、1箇所の面積は10平方メートル以上とし、緑地全体面積に占める割合は、商業系地域については4割以内、その他の地域については2割以内とする。
- この表において、「高木」とは、生育したときの樹高が10メートル以上の樹木をいう。
- この表において、「中木」とは、生育したときの樹高が5メートル以上10メートル未満の樹木をいう。
- この表において、「低木」とは、生育したときの樹高が5メートル未満の樹木をいう。

(平18規則8・全改、平22規則19・追加)

別表第6 (第30条関係)

区域面積	1か所の最小面積
1.0ヘクタール未満	150平方メートル
1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満	300平方メートル
5.0ヘクタール以上20.0ヘクタール未満	500平方メートル
20.0ヘクタール以上	本市と協議する。

(平18規則8・全改、令3規則11・一部改正)

別表第7 削除

(平18規則8)

別表第8 (第31条関係)

区域面積	敷地面積	
	平均	最低
500平方メートル未満	—	100平方メートル
500平方メートル以上 10,000平方メートル未満	120平方メートル以上	100平方メートル
10,000平方メートル以上	140平方メートル以上	120平方メートル

備考

- 1 市街化調整区域においては、区域面積にかかわらず、1区画150平方メートル以上とする。
- 2 幅員2.5メートルに満たない専用通路は、延長5メートルまでを敷地面積として算入する。
(平18規則8・全改、平22規則19・一部改正)

別表第9（第31条関係）

用途地域		敷地境界線からの後退距離
商業系地域	容積率300パーセント以上	0.5メートル(道路境界線に限る。)
	容積率300パーセント未満	0.5メートル(道路境界線に限る。)
		1.0メートル(道路境界線以外の敷地境界線)
工業系地域		1.0メートル
住居系地域		1.5メートル
市街化調整区域		1.5メートル

備考 周辺の地形等により外壁後退距離の確保の必要がないと市長が認めるときは、適用しない。
(平18規則8・一部改正)

別表第10（第33条関係）

環境創出行為の規模		区域内道路の最小幅員 (うち歩道幅員)
区域面積	計画人口	
0.3ヘクタール未	50人以下	4.5メートル以上
0.3ヘクタール以上 2.5ヘクタール未満	50人超250人以下	6メートル以上
2.5ヘクタール以上 5ヘクタール未満	250人超500人以下	7メートル以上
5ヘクタール以上 10ヘクタール未満	500人超2,500人以下	11メートル以上(2メートル以上を両側設置)
10ヘクタール以上 20ヘクタール未満	500人超2,500人以下	13メートル以上(3メートル以上を両側設置)
20ヘクタール以上	—	15メートル以上(4メートル以上を両側設置)

備考 区域内道路の最小幅員が6メートル以上となる場合において、枝線等で環境創出区域内の主要な道路でなく、通行上支障がないと市長が認めるときは、次の表に定めるその枝線等の道路延長に応じて、それぞれに定める道路幅員によることができる。

道路延長	道路幅員
70メートル以下	4.5メートル以上
100メートル以下	5.0メートル以上
250メートル以下	6.0メートル以上

(平18規則8・全改、令3規則11・一部改正)

別表第10の2 (第35条関係)

1 雨水調整施設

地域	区域面積	対象
全域(大根川流域を除く。)	5,000平方メートル以上	全ての環境創出行為
大根川流域	1,000平方メートル以上	全ての環境創出行為

備考

- 1 既存建築物の増築、改築、建替えの場合を除く。
- 2 大根川流域を除く区域においては、次の各号のいずれにも該当し、かつ、本市との協議が整ったときは、雨水調整施設の設置を要しない。
 - (1) 区域面積が10,000平方メートル未満であること。
 - (2) 放流先の雨水管きよが下水道計画により河川放流口まで整備済みであること。
- 3 大根川流域のうち浸透可能地域においては、雨水浸透施設との併設又は雨水浸透施設で代替することができる。

2 雨水浸透施設

区域面積	対象	備考
1,000平方メートル以上	事業所の建築	雨水調整施設を設置する場合を除く。

備考 浸透不可地域を除く。

(平18規則8・追加、平18規則37・平26規則43・令3規則11・一部改正)

別表第11 (第36条関係)

排水\区分	甲水域	乙水域
カドミウム及びその化合物	検出されないこと。	
シアン化合物	検出されないこと。	
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検出されないこと。	0.05mg/1以下
六価クロム化合物	検出されないこと。	0.05mg/1以下
砒(ひ)素及びその化合物	検出されないこと。	0.01mg/1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと。	0.005mg/1以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	0.003mg/1以下
トリクロロエチレン	検出されないこと。	0.1mg/1以下
テトラクロロエチレン	検出されないこと。	0.1mg/1以下
ジクロロメタン	検出されないこと。	0.2mg/1以下
四塩化炭素	検出されないこと。	0.02mg/1以下
1, 2-ジクロロエタン	検出されないこと。	0.04mg/1以下
1, 1-ジクロロエチレン	検出されないこと。	1mg/1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検出されないこと。	0.4mg/1以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検出されないこと。	3mg/1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検出されないこと。	0.06mg/1以下
1, 3-ジクロロプロペン	検出されないこと。	0.02mg/1以下

チウラム	検出されないこと。	0.06mg/1 以下
シマジン	検出されないこと。	0.03mg/1 以下
チオベンカルブ	検出されないこと。	0.2mg/1 以下
ベンゼン	検出されないこと。	0.1mg/1 以下
セレン及びその化合物	検出されないこと。	0.1mg/1 以下
ほう素及びその化合物	検出されないこと。	10mg/1 以下
ふっ素及びその化合物	検出されないこと。	0.8mg/1 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/1 以下	
1, 4-ジオキサン	検出されないこと。	0.5mg/1 以下
フェノール類	検出されないこと。	0.005mg/1 以下
銅及びその化合物	1mg/1 以下	
亜鉛及びその化合物	1mg/1 以下	
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	0.3mg/1 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	0.3mg/1 以下	
クロム及びその化合物	検出されないこと。	0.1mg/1 以下
ニッケル及びその化合物	0.3mg/1 以下	
水素イオン濃度(水素指数)	5.8 以上 8.6 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)	3mg/1 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)	3mg/1 以下	
大腸菌群数	1,000 個/ml 以下	3,000 個/ml 以下
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りが無いこと。	
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	

備考

- この表において、「甲水域」とは、公共用水域のうち神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)第36条第2項第3号エ又はオに規定する水域をいう。
- この表において、「乙水域」とは、公共用水域のうち甲水域を除く水域をいう。
- この表において、「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法により排水の汚染状態を測定した場合において、その結果がその測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- この水質基準は、その工場等の排出口で採水した排水に適用する。
(平16規則13・平18規則8・令元規則16・令3規則11・一部改正)

別表第 1 2 (第 3 6 条関係)

項目	1 日当たりの平均的な排出量		全水域
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10 立方メートル超 20 立方メートル以下	日平均	20mg/1 以下
	20 立方メートル超 100 立方メートル以下	日平均	15mg/1 以下
	100 立方メートル超	日平均	10mg/1 以下
浮遊物質 (SS)	10 立方メートル超 20 立方メートル以下	日平均	40mg/1 以下
	20 立方メートル超 100 立方メートル以下	日平均	35mg/1 以下
	100 立方メートル超	日平均	20mg/1 以下

(平 18 規則 8・令 3 規則 11・一部改正)

別表第 1 3 (第 3 8 条関係)

区分	基準面積等	消防水利施設
地上 3 階以下の建築物がある場合又は建築物がない場合	区域面積が 5 0 0 平方メートル以上 3, 0 0 0 平方メートル未満	消火栓 (既設の消防水利施設が第 3 8 条第 1 号イに定める範囲内に設置されている場合は、この限りでない。)
	区域面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上	4 0 立方メートルの防火水槽
地上 4 階以上の建築物がある場合 (1 棟につき)	地上 7 階未満で、延べ面積が 5 0 0 平方メートル以上 1, 5 0 0 平方メートル未満	消火栓 (既設の消防水利施設が第 3 8 条第 1 号イに定める範囲内に設置されている場合は、この限りでない。)
	地上 7 階未満で、延べ面積が 1, 5 0 0 平方メートル以上 6, 0 0 0 平方メートル未満	4 0 立方メートルの防火水槽
	地上 7 階未満で、延べ面積が 6, 0 0 0 平方メートル以上	6 0 立方メートルの防火水槽
	地上 7 階以上で、延べ面積が 1, 5 0 0 平方メートル未満	4 0 立方メートルの防火水槽
	地上 7 階以上で、延べ面積が 1, 5 0 0 平方メートル以上	6 0 立方メートルの防火水槽

備考

- 1 地上 3 階以下の建築物がある場合又は建築物がない場合で、区域面積が 3,000 平方メートル以上のときは、防火水槽から第 38 条第 1 号イに定める範囲で区域を包含できるように設置し、包含できない区域については、40 立方メートルの防火水槽又は消火栓をその包含できない区域を包含できるように設置する。
- 2 地上 4 階以上の建築物が建築される環境創出行為の区域内については、棟別に算定した消防水利施設から第 38 条第 1 号イに定める範囲でその建築物を包含できるように設置し、包含できない建築物又は区域については、次の各号に定めるところによる。この場合において、複数の建築物を一つの消防水利施設 (その複数の建築物が異なる区分に該当する場合は、大きい方の消防水利施設に限る。) で包含することができる。
 - (1) 包含できない部分に地上 4 階以上の建築物がある場合は、棟別に算定した消防水利施設から第 38 条第 1 号イに定める範囲で、その包含できない部分を包含できるように設置すること。
 - (2) 包含できない部分に地上 3 階以下の建築物がある場合又は建築物がない区域がある場合は、「地上 3 階以下の建築物がある場合又は建築物がない場合」の区分により算定した消防水利施設から第 38 条第 1 号イに定める範囲で、その包含できない部分を包含できるように設置すること。
- 3 地上 4 階以上の建築物で、延べ面積が 10,000 平方メートルを超える場合は、5,000 平方メートルごとに消防用水 20 立方メートルを加算する。
- 4 備考 3 の加算により防火水槽に求められる貯水量の合計が 80 立方メートル以上となる場合は、複数の防

火水槽に分けることができる。この場合において、1基当たりの貯水量は40立方メートル以上とする。

(平16規則13・平18規則8・平26規則43・一部改正)

別表第14 削除

(平18規則8)

別表第15 (第41条関係)

区分		最低基準確保率	環境創出区域 内確保率
駐車場	商業系地域	計画戸数の40パーセントとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、本市と協議し、最低基準確保率を適用しないことができる。 (1) 秦野市駅前広場管理条例(昭和55年秦野市条例第37号)第3条に規定する駅前広場のみを接道とする区域 (2) 都市計画道路を接道とする区域又は秦野市曲松一丁目地内商業地域において、区域面積500平方メートル未満であり、かつ、1階部分を店舗等の用途に供するもの	左の50パーセント
	住居系地域(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に限る。)及び市街化調整区域	計画戸数の70パーセント	左の70パーセント
	上記以外の住居系地域及び工業系地域(準工業地域及び工業地域に限る。)	計画戸数の60パーセント	左の70パーセント
駐輪場	全域	計画戸数の100パーセント	

備考

- 1 計画戸数が50戸以上の集合住宅の建築を目的とする環境創出行為については、来客用駐車場等を確保する。
- 2 小規模環境創出行為については、区域内確保率は適用しない。
- 3 駐輪場には、自転車等を置く場所を明確にした用地を含む。
- 4 駐車場の1台当たりの標準寸法は、幅2.5メートル(最低2.3メートル)、奥行5.0メートル以上とする。ただし、区域内確保率で定められた確保台数の40パーセント以内の台数に係る標準寸法は、幅2.1メートル、奥行4.0メートル以上とすることができる。
- 5 駐輪場の1台当たりの標準寸法は、幅0.6メートル、奥行1.9メートル以上とする。
- 6 機械式設備等による駐車場又は駐輪場で、適切に駐車又は駐輪できると認められるときは、別途協議する。
- 7 入居者等による自動車又は自転車の利用形態により表中の最低基準確保率を適用する必要がないと認められるときは、別途協議する。
- 8 駐車場台数の最低基準は、計画戸数に最低基準確保率(单身用住宅にあつては、最低基準確保率に3分の2を乗じて得た率)を乗じて得た台数とし、その台数に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 9 前項の規定により算定した台数のうち環境創出区域内に確保すべき台数は、同項の規定により算定した台数に環境創出区域内確保率を乗じて得た台数とし、その台数に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(平 18 規則 8・全改、平 22 規則 19・令 3 規則 11・一部改正)

別表第 16 (第 4 1 条関係)

標準確保台数		
駐車場	対象面積 500 平方メートル未満	本市と協議する。
	対象面積 500 平方メートル以上	業態等に応じ、市長が別に定める基準による。
駐輪場	本市と協議する。	

備考

- この表において、「対象面積」とは、商業型施設においては売場面積、その他の事業所においてはこれに準じる部分の面積をいう。
- 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)が適用される施設については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号)駐車需要の充足等交通に係る事項」に基づき、駐車場を確保する。

(平 18 規則 8・全改、令元規則 16・令 3 規則 11・一部改正)

別表第 17 (第 4 1 条関係)

計画戸数	確保面積	用地確保が困難な場合の集会室の床面積
50 戸以上 100 戸未満	本市と協議する。	1 戸当たり 1 平方メートル
100 戸以上 300 戸未満	330 平方メートル以上	100 平方メートル以上
300 戸以上 500 戸未満	500 平方メートル以上	150 平方メートル以上
500 戸以上	本市と協議する。	本市と協議する。

(平 18 規則 8・令 3 規則 11・一部改正)

別表第 18 (第 4 1 条関係)

計画戸数	倉庫の床面積	倉庫の高さ
20 戸以上 50 戸未満	3.3 平方メートル以上	2.2 メートル以上
50 戸以上 100 戸未満	6.6 平方メートル以上	2.2 メートル以上
100 戸以上 300 戸未満	13.2 平方メートル以上	2.2 メートル以上
300 戸以上	本市と協議する。	本市と協議する。

(平 18 規則 8・令 3 規則 11・一部改正)

別表第 19 (第 6 6 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	地域まちづくり推進協議会認定申請書	第 9 条
第 2 号様式	地域まちづくり基本構想区域等届	条例第 10 条
第 3 号様式	借地権申告書	条例第 13 条
第 4 号様式	小規模環境創出行為事前調査書	条例第 16 条
第 5 号様式	環境創出行為事前協議書	条例第 16 条
第 6 号様式	近隣住民との事前調整開始届	条例第 17 条
第 7 号様式	近隣住民等周知及び調整に関する報告書	条例第 17 条
第 8 号様式	事業計画板	条例第 17 条
第 9 号様式	環境創出行為事前協議確認通知書	条例第 18 条
第 10 号様式	工事着手届	条例第 20 条
第 11 号様式	環境創出行為変更届	条例第 21 条
第 12 号様式	環境創出行為変更協議申出書	条例第 21 条

第13号様式	環境創出行為再協議確認通知書	条例第21条
第14号様式	環境創出行為の軽微な変更届	条例第21条
第15号様式	工事完了届	条例第22条
第16号様式	環境創出行為に関する工事の検査済証	条例第22条
第17号様式	環境創出行為廃止届	条例第24条
第18号様式	特定環境創出行為計画書	条例第25条
第19号様式	特定環境創出行為変更協議申出届	条例第25条
第20号様式	特定環境創出行為の軽微な変更届	条例第25条
第20号様式の2	特定環境創出行為計画板	第18条
第21号様式	特定環境創出行為に対する意見書	条例第27条
第22号様式	特定環境創出行為に対する見解書	条例第28条
第23号様式	特定環境創出行為に対する再意見書	条例第29条
第24号様式	意見陳述書	第21条
第25号様式	紛争調整(あっせん)申出書	条例第34条
第26号様式	あっせん開始通知書	第48条
第27号様式	あっせん打切通知書	第50条
第28号様式	紛争調停移行受諾勧告書	第51条
第29号様式	紛争調停移行受諾勧告回答書	第51条
第30号様式	紛争調停移行受諾再勧告書	第51条
第31号様式	紛争調停移行受諾再勧告回答書	第51条
第32号様式	調停開始通知書	第51条
第33号様式	調停案受諾勧告書	第52条
第34号様式	調停案受諾勧告回答書	第52条
第35号様式	紛争調停打切通知書	第53条
第36号様式	あっせん・調停関係図書提出等要請書	第54条
第37号様式	代表者選定届	第55条
第38号様式	工事着手の延期等要請書	条例第37条
第39号様式	環境創出行為に係る工事着手延期申出書	条例第41条
第40号様式	身分証明書	条例第43条
第41号様式	公表通知書	第65条

(平24規則8・追加、令3規則11・一部改正)